

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	43	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長		
要望内容（概要）	<p>以下の通り所得税・法人税関係法令の特別措置の要望に係るもの（連動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を延長する</li> <li>・ 特例措置の内容 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 対象設備：機械装置（160万円以上） 器具備品（120万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 貨物自動車（車両総重量3.5t以上） 内航貨物船（基準取得価額：取得価額の75%）</li> </ul>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号 租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11、 同法施行令第5条の5、第27条の6、第39条の41 同法施行規則第5条の8、第20条の2の2、第22条の24</p>		
要望理由	<p>建設業、道路貨物運送業（集配利用運送業を含む。以下同じ。）、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、昨今の経済危機による荷動きの急減等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。</p> <p>これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <p>なお、道路貨物運送業をはじめとする上記事業は、国民生活の安定及び産業活動の円滑化等に不可欠な公共性の高いサービスを提供しているところであり、昨今の経済危機による荷動きの急減等の影響を受け依然として厳しい経営状況にある中小企業者が設備投資を促進し、経営の近代化・合理化を図るために、本制度は必要不可欠である。</p>		
減収見込額	(初年度)	(平年度)	— (2,535) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>中小企業投資促進税制</li> </ul>	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>本件と同様の要望（連動）</li> </ul>	
過去の要望経緯	平成10年度 総合経済対策の一環として創設（平成11年5月31日まで）		

	平成 11 年度 1 年間延長 (貨物自動車 8 トン以上を 3.5 トン以上に拡充) 平成 12 年度 1 年間延長 平成 13 年度 1 年間延長 平成 14 年度 2 年間延長 (機械装置 1 6 0 万円以上に拡充) 平成 16 年度 2 年間延長 (器具備品 1 2 0 万円以上に縮減) 平成 18 年度 2 年間延長 (対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成 20 年度 2 年間延長
本要望に 対応する 縮減案	